

社会福祉法人陶都会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陶都会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合、別表1のとおり報酬を支払う。なお、同じ日にあわせて法人及び施設運営業務を行った場合は、第4条の業務報酬等は支払わないものとする。

(役員等の業務報酬)

第4条 役員等が法人及び施設運営のために従事した場合は、別表2のとおり報酬を支払う。

2 前項の業務に従事した場合は役員等出勤簿（様式1）に必要事項を記入し、署名もしくは押印をするものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が法人及び施設運営のために出張した場合は、別表3のとおり宿泊費及び旅費、その他の経費を支払う。

2 旅費等の支払方法等は、法人の旅費規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支払方法及び支払日は、法人の給与の支払方法及び支払日に準ずる。

(適用除外)

第7条 施設等法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から改正する。

この規程は、令和 4年 6月18日から改正する。

この規程は、令和 5年 6月 4日から改正する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬
理事会・評議員会	1回につき 10,000円 (交通費含む)

別表2 (第4条関係)

名 称	報 酬
役員等の業務報酬	日額 10,000円 (交通費含む)

別表3 (第5条関係)

名 称	旅 費	宿泊費	その他
費用弁償	実 費	実 費	実 費

